

総務常任委員会会議録

- 1 日 時 令和5年11月6日(月) 9時54分～11時34分
 - 2 場 所 安平町総合庁舎 議員控室
 - 3 出席委員 工藤隆男委員長、箱崎副委員長、工藤秀一委員、小笠原委員、三浦委員、内藤委員
 - 4 委員外出席 多田議長
 - 5 出席を求めた者 教育委員会事務局 永桶次長、三上主幹
 - 6 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
-

会議の経過

(午前9時54分)

○工藤隆男委員長 おはようございます。

○一同 おはようございます。

○工藤隆男委員長 時間が早いのですが、お揃いなので始めていききたいと思います。今日は総務常任委員会ということで始めていきますが、私の方からはこの間のことについてお話をしますが、皆様方のご意見を伺いながら進めていきたいと思っていますし、事務局の方で一応用意してありますので、事務局の方から一言経過についてお話いただきながら議題に沿って進めていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○木林局長 おはようございます。

○一同 おはようございます。

○木林局長 事務局の勝手際で今回の総務常任委員会から1年ぐらいが経過した

ものですから、前回の委員会の概要を先に振り返りつつ説明しますと、その後で教育委員会の説明を受けたいと思います。それで前回の委員会の中では、任期中の総務常任委員会の活動計画に基づいて、子どもにやさしいまちづくりを事件としまして箱崎副委員長から説明を受けています。それで皆さんからは何か課題があるのかと。何のために総務常任委員会で事件として取り上げるのかというところで議論を行っております。遠浅小学校の問題といったところの実体論を炙り出していくのかというご意見ですとか、行政における課題、方向性などについて教育委員会に話を聞いて方向性を見出していくのもいいのではないかと。それからCFCIと言われてもピンと来る人がどれぐらいいるのかわからないと。わかりやすい言葉で町民に情報を流すことも必要ではないかというご意見もありました。最終的に結果として総務常任委員会では、子どもに関する条例の制定について研究、勉強を重ねていく方向性をもって全議員の理解が得られればこの任期中に条例を作っていきたいという目標を持って進めるということで前回の委員会はまとまっています。総務常任委員会は子どもに関する条例の制定について調査研究を行う。調査研究を進めることを他の議員にも伝えながら情報共有していきましょうということで終わっております。

今回は以上の経過を踏まえまして、CFCI子どもにやさしいまちづくりの現状・課題、進め方などを教育委員会の担当から説明を受け、聞いたうえで前回の委員会の意見にもあったのですが、福祉担当グループで聞き取りを実施するのかどうか。それから次回以降の委員会進め方についても終わった後にご協議いただければと思っています。事務局からは以上です。

- 工藤隆男委員長 ありがとうございます。それでは3番の事件に入っていきたいと思います。子どもにやさしいまちづくりについての現状課題、今後の進め方について教育委員会の方から説明があります。これについて協議していききたいと思います。教育委員会からの説明が合致すればそれで進んでいきますので、ご意見があればいただきたいと思います。

○三上主幹 改めまして皆さんおはようございます。

○一同 おはようございます。

○三上主幹 教育委員会の三上と申します。私の方からお手元にあるスライドと同じものを正面のスクリーンに投影していますが、どちらかご覧いただければと考えています。本日の説明内容については、冒頭事務局長と委員長の方からご説明がありましたが、どちらかといえばC F C Iとは一体何かというところはそこそこにして、現状どういった取り組みをしているのかと。現状どういった課題を今抱えて取り組んでいるのかのところどちらかと言えば軸足を置いてご説明をさせていただきたいと思っていますのでどうぞよろしくお願いします。以降座って説明をさせていただきたいと思います。まず冒頭簡単にですが、C F C Iとは一体どういうことなのかを簡単にご説明させていただきます。私今C F C Iと言っているのですが、日本語にすると子どもにやさしいまちづくり事業ということになっていて、元々ヨーロッパの方で先行して行われている事業で、英語で行われていたので、その頭文字を取ってC F C Iと言っています。以降私の方では子どもにやさしいまちづくり事業C F C Iという表現でご説明させていただきますので、ご了承いただければと思います。

次のページ、こちらがC F C Iとは一体何なのかを最も端的に表した部分になっています。私たち地方自治体市町村は、子どもの権利条約を守っていく、実践するという活動。これがC F C Iと肝になっています。その大きな特徴が、子どももまちづくりの主体者、当事者として捉えていきたいと思いますといった考えをベースに進めていくのがC F C Iとなっていますのでご承知おきいただければと思っています。次6ページですね。毎年職員に対して研修を行わなければいけないことになっていまして、その研修の中で職員の皆さんに申し上げているところがこのページになるわけですが、やはり教育委員会だけの事業ではなくて、子どもの権利に関すると言えれば全ての部署が何かしら関わってくるであろうと。それはいちいち全部子どもたちの

意見を聞くのは大変なのですが、せめて子どもの意見をしっかり想像して日々の仕事をしましょうというのを職員の皆様方にお伝えさせていただいているところです。簡単なのですが、これがCFCIとはというところなのですが、次にここから現状を今ご説明させていただきたいと思っています。8ページ目、こちらが昨年度と本年度におけるCFCIの活動実績を整理させていただいたものになっています。こちらの細かな中身についてはもう一つお配りしているエクセルの縦の表、2枚ほど綴ってあるかと思いますが、そちらがその中身になっているのですが、抜粋すると、要約するとこういった形になっておりまして、R4の大きな特徴としては早来学園の建設がありましたので、6回ほど様々な内容で子どもたちに直接意見を聞かせていただいた。そしてR5の大きな特徴としては、下から2番目の授業参加ということで9件ほど現在参加していますが、この辺については後ほどご説明させていただきます。あともう一つ特筆すべきポイントとしては、視察の件数が4件から9件ということでこの概ね上半期が経過したところですが、昨年と比べて倍以上になっているということです。主に議会からのお機会が非常に多いかなと思っていて、県議会から、市町村議会からお越しいただいている状況が続いているということです。次9ページから令和4年度の実践事例について主なものをまとめたものになっています。まず1つ目としては、先ほど申し上げた児童に対するアンケート。こちらを主に早来学園の建設にかかる内容でした。次10ページ目。こちらが毎年実施しなければいけない職員研修なのですが、昨年度はこれだけの回数を実施しましたよと。特筆すべきは政策課題自主研修10回ということで職員の皆さんから公募によって立候補でこの研修に参加する方を募りまして、1年かけて様々な研究を行ってきました。この研究成果については、本年度の活動にも色々反映されている部分がありますので、これも後ほど触れさせていただければなと思っています。次11番目。こちらが要するに視察ですとかその辺の対応なのですが、ご覧のような会議体に行ってCFCIについて説明させていただいたり、視察の引き合いをいただきましたというページになります。続きまして12ページ。こちらは

健康福祉課と連携しながら人権教育が昨年度行われましたので、それについてのページでした。次 13 ページ。こちらについては早来学園の丘を考えるにあたって住民の皆さんが有志で考える会がありましたので、そこには多くの子どもたちが参加しながら子どもと大人が対等な場で議論を重ねてきましたという実践事業でした。14 ページ、15 ページがこちらが C F C I の実践自治体として日本ユニセフ協会から認証を受けるにあたって必ず毎年やっていかなければいけないチェックリストの結果になっています。こちらは広報とかホームページとかで住民の皆さんに周知させていただいたり、役場内の庁内会議と言われる理事者と管理職の会議がありますが、その中でもご審議いただいて決定している内容となっています。16 ページからが現在抱える目標とそれに対する課題のページとなっていますが、まず 17 ページ。こちらが先ほど申し上げたチェックリストの第 10 項目、1 から 9 に関しては世界共通の項目になっているのですが、10 項目だけその自治体オリジナルの項目を立てることができまして、安平町としては R 4 から R 5 にかけてその項目の内容を見直した内容となっています。なぜ見直したのかというと、元々改定前の項目はどちらかという地震からの復旧復興のイメージがあったのですが、一旦その早来学園が建ったということで仕切り直しと言いますか、新たにリセットしようということで、1 つ目が C R E の導入ということで書かせていただいているのですが、こちらでも日本ユニセフ協会と色々連携しながら進めている事業なのですが、日本語にすると子どもの権利教育ということで、これをまだまだ日本ユニセフ協会としては、全国の学校にこれを導入していくという事例がかなり少なく、安平町での実践を 1 つの手本としながら全国的に展開したいとお話もいただいていますので今その実践事例を積み上げている状況となっています。もう 1 つが、子どもの権利に関する条例の制定ということで、こちら町長の公約でも今期中に制定を目指しているということでも言われていますので、それに向けた動きをとっていきたいということで独自の項目として掲げさせていただいているということになります。19 ページからは今年度の取り組みの目標について整理させていただいています。まず 1 点

目、視察の受け入れ。こちらについては積極的に今年度件数を倍以上受けさせていただいているところもありますが、引き続き積極的に引き受けて参りますという目標を立てています。次 20 ページ目。こちらがCREの導入検討ということで具体的な動きとして何をやっているかというのが下の矢印の赤い部分になるのですが、現段階における成果としては、校則改定委員会。こちらは基本的に全て早来学園の取り組みになりますが、今は早来学園を1つのモデル学校として位置づけさせていただいて取り組みさせていただいている中身になっています。この校則改定委員会というのが子どもの権利条約に基づいてそもそも大人から校則を与えられるのではなくて、子どもたちが自らその内容を議論し直して、大人と対等に議論して今の学校にあった校則を作っていくという動き。その次のルールメイキングプロジェクトも校則改定委員会の諮問機関みたいな感じなのですが、校則に限らず例えば体育館の利用方法の検討とかも子どもたちと先生が一生懸命議論しながら考えているプロジェクトが進められている。そして次のCREの職員研修。これは夏休みにおいてユニセフ協会の方に来ていただいて学校の先生方に子どもの権利条約とはどういったことを研修していただきました。その内容をベースに5年生の学級一つだけモデルとして指定をさせていただいて、この子どもの権利条約に基づく学級目標づくりみたいなことを進めていました。そして最後9年生のまちづくり事業ということで、こちら今総合的な学習の時間という授業を活用して言ってみればCFCIに関する授業みたいな取り組みをさせていただきました。次の21 ページがその校則改定委員会の様子を載せさせていただいています。22 ページ、こちらが子どもの権利条約に関する条例づくり。こちらも当教育委員会として大きな1つの目標として考えていまして、どのように作っていくことを今考えているかというのがこの23 ページ以降になるのですが、こちらまず23 ページ。こちらは総合計画の抜粋になっていて、その中で(仮称)子どもの教育環境条例の制定を行っていきますということになっています。この条例を作るにあたって今私どもで考えているのは、青囲みのところなのですが大きな2つの要素を持って検討して参りたいと考え

ています。まず1つ目がまちづくり基本条例。すでに制定されているものですが、この条例実はかなり子どもに対する要素というか、あまり色濃くはないかなと思っていて、この条例を補完するような条例を目指して参りたいと考えている。もう1つは、子ども子育て支援事業計画というのが教育委員会の所管として計画を持っているのですが、その計画に対する根拠法令的要素としても位置づけて参りたいと考えています。さらにその条例の具体的な内容ですが、まず1つ基本として考えていきたいのは、当町ではわりと比較的どこの町でも増えてきている子どもの権利条約に対応した条例と言いますか、子どもの権利条約を実際町でどういうふうに具現化していくのかを制定する条例というのがちらほら出てきているわけなのですが、当町現状それがないので、そういった子どもの権利条約的なものに中身として考えていきたいと思っているのですが、とりわけ子どもの権利条約の中に掲げられている意見表明権と遊ぶ権利というのが当町として最も軸足をおいて重点的にやっている権利と位置づけているのですが、それらの権利についてこの条例を持って強化推進していくところの中身にしていきたいと思っているといたお話がこのページの中身になります。25ページはその条例が立てば今学校の方で取り組んでいるCREの子どもの権利教育の実施根拠にもなっていくのではないかなと考えていますのを表現したページとなっています。課題として今持っているのが26ページのスライドになっていまして、その子どもの権利条約的な性格を有する条例を作っていきたいというのが基本線としてあるのですが、それ以外に入れ込んでいくべき要素がないかというところが、入れ込んでいくべきではないかというところの課題観をこのページで表現させていただいているのですが、まず1つ震災前に町長が公約として掲げていた遊学制度。基金を作って基金を活用して子どものやりたいことを実現するというか、そういったことを当時掲げていらしたわけなのですが、そういった性質を入れ込むのかどうか。あるいは副町長からも課題としていただいているのですが、そもそも子どもたちに予算の権限を与えてもいいのではないかと宿題もいただいまして、その辺の性格も入れ込んでいくかが目下こちら担当して

の課題かなと考えています。そういった課題観を含めながらどのように解決し、具体的に制定していくかという現状のロードマップが27ページになっていまして、狙いとしてはR 8、2026年度までには具体的に施行させていきたい。その手前でR 7年度中に議会へ上程を目指して諸々の作業を進めて参りたいというスケジュールを組んでいます。次28ページ。こちらは先ほどから触れている部分なのですが、まちづくり基本条例を議論する諮問機関と言いますか、町民住民自治推進委員会があると聞いていますが、その中でもご覧のようなポツ2つがありますが、そういったことが現状議論されていると聞いています。その子どもの権利や社会参画に関する見直し、具体的には子どもをいかにまちづくり条例に基づいて参画させていくかが1つ大きな課題観として、こちらの委員会としても持っていると考えていますので、この辺との連携も図りながらまちづくり基本条例のバージョンアップをするかはわかりませんが、その辺を補完する条例として位置づけていきたいといったものがこちらの立場としては考えています。次にC F C Iの全庁展開に向けて、こちらはどちらかと言えば私どもの所管課の課題なのですが、昨年度1年間先ほど申し上げた政策課題自主研修で一般職員の方と1年間かけて議論してきたわけですが、その研究成果として1つ大きな成果かなと思っているのは意見表明権。意見できるというのは具体的に2つの側面があるよねと。子どもが実際に大人に意見を言える権利。そして大人が子どもに対して意見を聞く義務という権利があるよねということがその研修の中で見出されました。なかなか子どもが大人に意見を言うという機会を事細かに作っていくのは非常に大変なのですが、まず大人が子どもにしっかり意見を聞ける仕組みについては、現状でも十分できるのではないかなと考えていてそれが30ページの内容なのですが、といっても一方でなかなか教育委員会の部署においては子どもに聞くということをしてほしいと思ってもなかなかどう聞いたらいいたとか、どういった子どもたちを対象にしていけばいいのかというその辺のノウハウがお持ちではないので、その辺を私ども教育委員会が伴奏すると言いますか支援する形で子どもに聞く機会を増やしていきたいということを課内でも考えて

いまして、この辺を追々庁内会議を通じて職員の皆様に周知していき
たいと考えている内容をここに掲げさせていただきました。というこ
とで最後簡単にC F C Iについてまとめて終わりにしたいと思います
が、32 ページですね。子どもの権利条約は全部で 55 条立てになっ
ていて、その中で様々な権利が掲げられているのですが、とりわけ安平
町としては第 12 条の意見表明権と第 31 条の遊ぶ権利。これに対して
最も力点をおいて事業を進めて参りますと申し上げさせていただい
ています。もちろん他の権利を蔑ろにするわけではないというところも
しっかり伝えているところです。学校の名前どうしようとか制服どう
しようとか様々な日々行政として課題解決をしていかなければなら
ない課題がたくさんあるわけなのですが、その解決手法の 1 つとして子
どもとともに考えるところを実践するのがC F C Iなのかと思って
います。子どもにやさしいのこのやさしい。ちょっと抽象的というか
具体的にどういうことなんだというご指摘を結構いただくわけな
のですが、現状私どもとしては今子どもにやさしいはイコールともに考
えることだと考えています。なのでしっかり意見を聞いたり、意見を
言ってもらったところが非常に重要なのかなと考えています。とい
うことで子どもの権利条約なのでどうしても子どもだけかと考えられ
がちなのですが、決してそうではなくて、延いては子ども以外の大人
にもやさしい事業になる。世代間の連携ツールにこのC F C Iはなる
のではないかと私どもは考えて今事業を進めさせていただいている
ところです。ということで大体 20 分ぐらい喋りましたが簡単に駆け足
はありましたが事務局からの説明ということでさせていただきたい
と思っています。以上です。

○工藤隆男委員長 はい、ありがとうございました。この後の議事の進め方につ
いてはC F C Iの実践者でもあります箱崎委員の方をお願いして進め
させていただきますのでよろしくお願ひします。それでは箱崎さんお願
ひします。

○箱崎委員 では皆様お疲れ様でした。三上さんどうもお疲れ様でした。まず現

状で教育委員の方に聞いておきたいこと、今説明があった中で理解できなかったところがあればお願いしたいのですが。

○小笠原委員 1点。

○箱崎委員 はい。

○小笠原委員 三上さん。いいことばかり言っているけれども、教育行政の施策と子どもの意見の違い。例えば経験したことは、遠浅小学校の統廃合の時の問題でできたくないという子どもがいたのです。私が直接聞いて。子どもの権利条約を作って、権利とあなた方の施策とをいわゆるどうしていくのかと。美辞麗句の文章を並べたって内容ないから。みんな作るよ条例なんて。素晴らしいでしょって。そんな意味で作る人は良い文章作るのでしょうかけれども、その点1点。いわゆる教育行政の施策と子どもの意見が合わない時はどうしていくのかその1点。

○箱崎委員 はい。三上さんお願いします。

○三上主幹 そのお話の前提として何というのでしょうか、ミスマッチがあるからその辺どう埋めていくのかというご質問かなという認識をしましたが。だからこそ子どもたちとともに考えるというのが非常に重要なと考えていて、今事例として早来学園の統廃合の問題を事例にしていたいただきましたが、その点に関しては子どもとの議論が十分ではなかったというご指摘の意味合いもあるのかなと思っていて、その辺はそうですね。私の立場から答えていいのかわかりませんが、はい。

○永桶次長 このC F C Iの全体的な考え方として確かに意見を聞くという場を設けて権利を少しでも実現していくということですが、多分100%意見を聞いて全部を答えるということは当然できないことだと思うのです。これは当然そこに必ず問題となってくるところが今ウチの方も議会の方もこの権利条約に対する条例化ということで必ず視察先でも言

われることが、一般的に他自治体の理由からするときちんとした形を持って子どもたちにどういう形の中で聞くのかということによく聞かれるのが子ども議会だとかの形を作って対応していくような、一般的にそういうのを網羅しながら条例化していくところが基本的だろうと。ですから視察先でウチ条例作っているのだけどそういうの色々聞けば今度整理がつかなくなってしまうんだよねというところで、やっぱり100%全てのことがクリアできるかということそれは議会なり私たちがそういった形の中で出来ること出来ないこと、そして一般的に1人2人の意見を通すよというのが権利でもなくて、そういったところでは行政全体の事業としては考えていかなければなど。ただ、今回の統合問題の話聞いた時には正直私たちがこれは元々は統合するという考え方では進めていなかったもので、聞いていないとか自分は小さな学校の方がいいよねという意見は確かに聞いたところだとは思いますが、そこら辺はそういった点でウチがまだ制度的にきちんとした体制になっていないというところが課題でもあるのかなと思ってとれた1つの事例かなと思います。ですから、子どもの言葉を全て具現化するためと考えると、ほとんどのものが予算が絡まっていて、決してそれを全て受け入れるためのC F C Iの活動ではないのですよね。そこら辺が形にしすぎてしまうとかえって融通が利かなくなるのが課題であるので、そこら辺は先進地でもあるのですが、そういった制度づくりでは後進地なわけですから、そういったところも含めて今後2年度中にはどうにかそれを両方両立できるような形で進めていきたいというのが考え方なのかなと。遠浅小学校の問題然り、例えば議会とかでも子どもの進学の問題でもう少しお金を充実とか色々な点もあるのですが、先ほど三上の説明からすると全てを受け入れてそこをやってあげるというのは現実的に無理なところが多々あると思いますので、まずは庁内の各部署が色々道路の問題、公園の問題、教育の問題、福祉の問題の点からこの意見を聞いた上で対応できるところをきちんと進めていくのがこのC F C Iの形かなと。本町は実は元々自分たちから立候補したというか、お宅の取り組みが十分理解して行われているのですよということでこのC F C Iに参加させていただいているので、

どちらかという制度面の構築ではちょっと遅れているのかなど。ただ、私たちはどちらかという実践型と自分たちでも言っているのですが、比較的人口も少ないですし、お子さんたちとの関われる機会がある意味地震が良いことではなかったのですが、その辺の距離感も縮められるところもあったなというところで、今そういった課題も含めて整理できていけばいいかなというのがCFCIの私たちの今の考え方です。

○小笠原委員 次長、私が聞いているのはそんなことではないんだって。基本条例をきちんと、子どもの権利の条例を作りましたと。それとあなた方の施策とどういうふうにしていくんだってこと。教育行政の中であなた方施策があって進めていくでしょ。それで子どもと合わないのが出てくるんだって。若干遠浅小学校のこと言ったけれども、追分小学校、追分中学校も統合すると言ったって嫌だっという子どもも出てくるんだって。

○永桶次長 いや、そこは施策との統合というのと意見との部分と、

○小笠原委員 だからそうすると、施策は優先でしょって。あなた方の施策を。やるでしょ。施策優先でしょ。

○永桶次長 施策を優先するというのは、やはり1人2人の意見から比べるとそこはトータルで町として考えていく方が全体としての利益が大きいという。ですが、例えば統合に反対だとか今までの方がいいという意見の中で、いかにそこを課題点を少なくした上で施策に持って行くかというのも1つのきちんとした対応だと思うのです。ですから、統合がなぜ嫌だったという意見から今回の早来学園に移るにあたって例えば通学の時間が嫌だねとか、あんまりあれですが、特別支援にかかっているようなお子さんになると大きな環境より小さい方がいいよねとか、そういった特殊な事例はあるわけです。ですがそういう意見が上がってこなければそこら辺は統合するからバスに乗せて特別支援の

方はちゃんと環境だけは整えるからというような施策重視の形をやっていたのでは今までどおりのただ箱を作って学校で頑張るというだけですが、きちんとそういう方々の意見もなぜそれが統合が嫌だったとか通学路に対してこれまでは歩いて行くと体力づくりができたよねとかがあればそこをどうにか反映できないかとかそういう中でやっぱり特に議員さんが一番この施策というかシステムを作るとなると、たぶん難しくて対応が一番嫌になっていくなということが言葉では直接は言えないですが、やっぱり難しいところはたくさん出てくると思うのですよ。ですがそこを避けていたのではいつまで経ってもこの辺は進まないところなので、私たちも、

○小笠原委員 次長いいんだってそんなことは。ぐちゃぐちゃそんなことは聞いていないんだってそんなこと。権利作るんでしょ。子どもの権利を作って条例にしていくんでしょ。作るんでしょ。

○永桶次長 はい、作ります。

○小笠原委員 だからそれと、

○永桶次長 そっちの方に持って行きたいと思っています。

○小笠原委員 作った時とあなた方の施策がぶつかった時にどうするのですかってところなの。

○永桶次長 だから私も今説明したところを、

○小笠原委員 結局はあなた方がさせるのでしょ。あなた方がやりたいことで施策に行くんでしょ。結局は。

○永桶次長 いや、そういう言い方で話をされたのは、

○小笠原委員 行政はそうなんだって。実体論として。

○永桶次長 そうです。ただ少しでもその、

○小笠原委員 だからそんな格好つけたこと言ったってしょうがないでしょって。だからそれどういう対応をするのですかって。結局は無理無理で何だかんだやるんでしょって。俺遠浅小学校見てきてあんた方のやり方を十分見てきたから。

○永桶次長 あの遠浅小学校の件は、

○小笠原委員 いやいいから。俺は過去の事例を見て言っている。これから学校統廃合で色んな問題がある子どもに関する色んな要求とか。それはあんた方の施策と合わないことが出てくるんだいっぱい。でも子どもの権利条約を刷った時にそれをどうするんだってことを言っているの。格好いい文章を作って実態として進む時に子どもたちと合わなくなった時に結局あなた方のやりたいことや施策を押し付けるんでしょっていうことなの。押し付けるのは間違いとは言わないよ。そうしなかったら教育行政回っていかないんだから。2人か3人の子どもの意見を聞いてあーだこーだやっている暇なんてないから。だからその時の条例とどういうふうにしていくのですかってことを聞いているだけで。

○永桶次長 そういうようなご意見をいただいているということは、当然今条例化するのあたって今議員がお話されたようなところを網羅できない条例が本当に必要なのかと。例えば必要なのでこうしてくださいとかご意見をいただくのも当然子どもばかりではなく、議員さん皆さんも含めて進めていくというのが私は理想的かなと。ですからちょっと言い方が先ほどから悪いかもしれないですが、先進事例でこういった条例を作った自治体は逆に条例は作ったけれども正直なかなか聞くことってできないし、結果的に行政だけの進め方だけで進むということが実態として結果的に聞く話になっていないよねっていうことを聞かれて

いるので、私たちは慎重に自分たち教育委員会の立場からすると条例化が目的ではないのですよ。正直言って今までのそれぞれの役割の中で横の連携をとりながらウチの役所として子どものためにいい町を作りたいというのが反映させられれば、僕はそこでいいのかなと思うのですが、それでは漠然としすぎてわからないだろうと。結局このやりとりになってしまうので、三上が今説明したようなところを実際にわかりやすくとか、どうやったら手続きでこれを普段聞くことができるのだろうかというところがこの条例化に向けての一番の課題になってくると思っていますので、正直今小笠原さん、

○小笠原委員　ちょっと次長、観点変えて聞くよしたら。安平町には基本条例があるね。町民基本条例、どういうふうに思っているの。今その条例が本当に活かされているのか、まちづくりにとって。しっかりと。それを総括したのか教育委員会で。まちづくり基本条例の課題。今何が問題か全部整理しているのかって。やっているのかちゃんと。振り返っているのか。

○永桶次長　はい。

○小笠原委員　振り返ってみているか条例の。まちづくり基本条例に基づいて本当に安平町の町政含めてそのとおり進んでいるか。そのことをきちんと検証しているか。検証してやらなかったらこんなの作ったって同じだぞ。

○永桶次長　だから結局今委員がお話されたとおりだと思うので、今そのまちづくり基本条例、

○小笠原委員　その検証言ってくれ。

○永桶次長　言ってくれてそれ私の視点で、私検証直接、

- 小笠原委員 いやいやあなた方が作るのだから、
- 永桶次長 今すぐ作れるわけではないですこれ。今私がここで、
- 小笠原委員 検証した結果こういうもので、安平町まちづくり基本条例の中にある。子どもも皆入っているでしょ、まちづくり基本条例に全部。
- 永桶次長 そうだと思います。
- 小笠原委員 俺町長とやり合ったんだから。子ども基本条例を作るべきではないと言ったら、及川町長は要らないって言った。この条例で十分できますって言った。議事録とって出てるから。だから俺は条例を分離して作るべきではないかと言ったら作らないって言った経緯もあるから、それは俺と町長の個人的な見解があるからいいとしても、そうではなくて、あなたが作るにあたって今の安平町の基本条例をきちんと振り返って総括して何が課題で何が問題点かを出してからこっちに活かさなかったら、ただ作っただけになるぞ。そうならないか。
- 永桶次長 それはそうなると思うので、今この場で今実際に作ってはいないので、検証も含めて今私の立場で答えることができないことと、
- 小笠原委員 作るんだべってだから。言ったでしょ三上さん。
- 三上主幹 今その辺を勉強している最中でロードマップにあるとおり、
- 小笠原委員 作るったら作るんだべ。
- 三上主幹 作ります。
- 小笠原委員 作るんだべ。

- 三上主幹 作ります。その勉強はこれから致しますっていう話を今次長がお話になっています。
- 小笠原委員 だから勉強するのだからその前に基本条例を振り返ってみてくれて。
- 三上主幹 その辺含めた勉強をこれから実施して参ります。
- 箱崎委員 だから 23 年から 25 年の間にやると。
- 小笠原委員 それも出さないでな、
- 永桶次長 それも出さないでっていうか、今条例をこう作りますという今日ご説明の場ではないので、C F C I そもそも、今までやってきたことに対して当然これからロードマップとしてこういうことをやっていきたいとお話をさせていただいています。ですから当然今までの自分たちがやった課題もあるのですが、それこそ町長が当初まちづくり基本条例とかで十分網羅されているという感覚で自分たちもそのようにお話を貰っていました。ですがやっぱりこのC F C Iを行っていくにあたってどうもはっきりというか、別に区分けすることはないのですが、何となく見にくいところがあるのだらうなというところを町長も感じているのか、去年ぐらいからかな、こういったこちらの関連に特化した条例も作った方がもっと説明しやすいというかわかりやすいよねっていうことで研究してくださいと来て、私たちが今受けている状況なので、一応作る方向性では私たち今考えていますが、三上が説明したとおり令和7年度中にその時はきちんとした形で検証も含めた上でこちらの子どもの基本条例という名前になるかどうかはわかりませんが、権利条例となるかはわかりませんが、そういったものも含めてご説明させていただく機会は設けさせていただければなと思っています。

- 小笠原委員 先に出してくれ。先に説明してくれ。作ったら。基本条例の中身についてきちんと出して、課題や問題を出して、それをきちんと我々に出して、それに基づいて子どもの権利条例についてはこういうふうにしていくという、それこそロードマップだ。あなた方のこんな文章でなくてきちんとした総括した文章で俺たちに説明してくれ。
- 永桶次長 今日は無理です。
- 小笠原委員 今日でなくてこれからのことを言っている。
- 三上主幹 令和6年度以降そのように考えております。
- 箱崎委員 はい。ということで後はあくまでも今回の総務委員会はC F C I子どもにやさしいまちづくり事業に我々がどう参画していくか、関わらないで終わろうという話なのか、何かできることはないのかという話なので、その辺の観点からもしご質問があれば。
- 内藤委員 はい。
- 箱崎委員 内藤委員。
- 内藤委員 その辺の観点と関わるかは私は微妙だと思うのですが、いきなり子どもの声を聞きますとか、そういうまちづくりをしますとなった時に、家庭は今までと全然変わらないのに家庭も一緒にそこに参画していかないと子どもがすごく可哀想かなと話を聞きながら感じていました。今の中では子どもを視点に発表してくださったので、こういうシステムで制度だっていうのは、今までも聞いていたのでこのC F C Iというのはわかるのですが、やっぱりそこに家庭を含めたところがないとすごく歪かなと話を聞きながら思ったので、学校ではこうだけど家ではこうみたいな、子どもが使い分けるみたいになるのも可哀想だなと思って、ここは家庭も一緒にそこを目指すような安平町の姿勢をどん

どん出していかないとちょっと違うかなって感じました。

○三上主幹　　本当にこの夏の早来学園の研修に行った折に同じようなことを校長先生から言われました。やっぱり家庭教育を結果として蔑ろにするのではないかと、置き去りにするのではないかとのご指摘はいただいたのですが、一方で今私たちの業務としては教育委員会なので、教育行政の部分に対していかにしっかりとその子どもの権利条約を根ざすかというところでアプローチとっていますので、ご指摘のその家庭教育に対するアプローチは他方で必要になってくる。しかし、教育委員会でそこまでやりきるといふことの難しさは十分感じているなど言った時に、じゃあ例えば福祉部門と協力するかといった次なる展開は期待できると言いますか、考えていかなければならない。そういった大きな問題なのかなと思います。

○永桶次長　　学校建設の時に色々アンケートも含めて実施させていただきました。先ほど統合の話も一部被るところはありますが、その時に一応お子さんに対してアンケートをとるところで、多分にお子さん自身が判断できない場合もあるかもしれないですが、明らかにこれ子どもの意見ではないなっていうところもあるようなアンケートも実際はあります。ですからその辺はやっぱり今内藤委員がおっしゃられたように確かに子どもだけでは判断ができないとか、だからと言って親が言っていることが子どもの意見かと言ったらそこもやっぱり違うのです。ですからその辺のところもきちんと子どもの権利として今回学校を統合して当時嫌だというお子さんが不登校になっているかという事例は正直ございませぬし、それ以降ご批判を受けるような場面もないので、その検証は正直あまりできていないと言えはできていないのですが、その辺のやりとりを子どもの意見だけを聞く難しさもありながらやり取りしている内容も本当に子どもが考えていることなのか、親がそう思っているだけなのかっていうものも振り分けながらこういったきちんとした権利を吸い上げるようなシステムを作っていければというのは一番大きな課題でもあるのかなと思います。

○箱崎委員　よろしいですか内藤委員。何か。

○内藤委員　今それは家庭も一緒にそれを理解してもらいながら進めていかないと大変で、子どもを通して色んな発信が教育委員会からされることで親もそうなっているんだという理解は進むのかもしれないから、そういう努力はしなければいけないのではないかって思いました。さっき小笠原さんの言葉はちょっと強かったのですが、その子どもの権利を守るというところでは、実際これ真面目にやろうと思ったらすごい大変なことなんだと思うのですよね。だからさっき子ども議会とか言ったけど、それだって形だけみたいなものを作って、やったやったとなるのなら、もっと別な方法はないのかなとか、大人が真剣になって考えないとこの子どもの声を聞くという山を越えるのは大変じゃないかなと今聞いて、私正直学校をつくる会に参加した時に子どもって自由に何でも言うじゃないですか。100個ぐらい出たとしてもその中で大人がそれについてこれは予算がこれしかないからとか、これはできない、これはできないって削っていく場面を体験した時にそれは現実だからしょうがないなあみたいな、子どもってそういう時どう思っていたのかなって。ちょっとそこのやり方が下手糞だなと思いながらずっと聞いていたのですが、私はだからどうしたいって言えないのですが、すごく難しいことをやろうとしているんだなってことがわかりました。

○小笠原委員　いや俺はそうは思わないんだ。俺今次長や三上さんが言うように安平町の子どもの意見の問題点って何なんだと。何を克服しなければならぬのかっていうことをきちんと羅列して出して、それに基づいて子ども権利条例を作ることによって解決していくんだってということが明確になればいいんだけど、ただ条例を作るんだって、したらユニセフのがあるからこうだこうだっていうのは結構だけど、安平町の実体論として今安平教育、子ども教育の中で3歳から15歳までの教育関係でいけば、何が問題で何を考えて、こうしなかったらダメなんだっ

ていうのがあるの。今日でなくていいから。それを出して、安平町の
こういう問題があるからその解決のためにいわゆる子ども権利条約を
作って課題を共有して克服していくんだってということをお願いしたい
という要望と、それと個人情報法。個人情報保護法の扱い方。これま
ず考えて。町民全体として子どものこと考えましょうたっね、子ど
ものことをいざ考えるとなったら個人情報に入らざるを得ないものも
たくさんある。我々は学校ではないけど地域もそう。地域の問題、地
域ミーティングやろうと三浦さんがやってるけど、それも個人情報に
絡むことがいっぱいある。でもそれはお互いある面で共有しながら地
域の中で見守って解決しましょうとやっている。だからこの基本権利
条約を作るにあたって個人情報との兼ね合いをどうしていくのかも
しっかりとロードマップの中に我々に説明してください。今しろとい
うのではなくて。私は地域の実態の福祉をやっていて個人情報がいつ
も引っ掛かる。だって私営住宅の名前すら教えてくれないから。誰
が入っているのですかと聞いたら個人情報ですって教えてくれないの
ですから。実体論として。町内会であの人どうなっているのかと。そ
れは箱崎さんや梅森さん、工藤さんよく知っていると思う。教えてく
れないんだもん誰が入っているのか。誰が来たのかも教えてくれない、
でも見てくれっていうのが実体論だから。それで子どものことで権利
条約含めてきちんと個人情報との絡みをどうしていくのかをきちんと
勉強してください。家庭問題も個人情報が絡んでくる。助けてやろう
と言ったって入っていけないから。その家庭になかなか難しくて。子
どもの権利を守りましょう、そうしましょう、そうだと行って、そし
て我々が家庭に入っていけるのかと言ったら入っていけないし。教育
委員会は隠すし、喋らないし。もちろん学校の先生も喋らない。そう
でしょ喋らないでしょほとんど。何が起きてるって個人情報で
すって。そうでしょ。喋らないでしょ。実体論として喋らないでしょ。

○三上主幹 はい。守秘義務範囲なので。

○小笠原委員 そうでしょ。だからそれと権利条約の中身でどうやって町民にやっ

ていくにはどうしていくのかときちんと我々に答弁できるように勉強してください。

○三上主幹　　今の話まとめると、昨今制定された子ども基本法としっかりとコミットメントを果たしていくのかとのお話だったと思いますので、当然その辺の内容もしっかりと踏まえながら勉強を進めて参りたいなと思いますし、言っている冒頭どういったことを目指してこの条例を作っていくのかというご質問があったかと思いますが、これ担当と言えますか私レベルの話かもしれませんが、解消したいのは子どもの自己肯定感ですね。世界と比べて日本の子どもは圧倒的に自分が有用だと感じていない。

○小笠原委員　いやいや日本のことではなく安平の子どものこと言ってくれよ。日本だとか世界だとか、

○三上主幹　　現状私が考え、それは当然安平の課題についてはこれからはしっかりと勉強してご提示しますが、今私が担当レベルとしての課題観としてここがきっかけですよというお話を今させていただいています。以上です。

○永桶次長　　個人情報の話として具体例ですが、例えばご家庭の内容が悪くてそこに福祉的な要素を入れてというところの制度自体を今ここで考えましょうとかというところはちょっと権利条約とは違うと思うのです。この後の福祉担当からの部分とその個別の案件を扱うのがCFCIの話ではないのかなというところがあるので、今三上がお話したような色んな法律の下で個人の課題点、支援とかというところ、ウチの教育委員会でも当然要支援とか要保護の学習支援も行っていますけども、そういったところをその場でどうのこうのという話ではないのかなと。ですから個人的な実名を挙げてやりとりするというよりもうちちょっと大きな環境整備のところこのCFCIの条例化も含めてやっていくのかなと。その先にそれらの対応策の部署があって何があってという

ことかなというところがありますので、その辺生活が困窮している子に例えば大学まで行かせてあげたいからお金を出してくださいますかという直球的な制度を作るための、最終的にそれもありかもしれないですが、そこはちょっと違うところかなと、個人情報も含めてですね。それも含めてご説明差し上げる機会を作ります。

○小笠原委員 いみじくも言った対応策って問題点があるということだから、対応策は何なのかってってね、まとめて教えて。安平町の子どもにおける対応策しなければならないのは何なのかっていうことを俺たちに説明して。今ではないよ。整理して。こういう答えが安平町の子どもたちに3歳から小学校に上がる前、低学年、4年生、5年生、6年生、それから中学1年から3年まできちんと年代別個別的な課題がいっぱいあると思うから、それらの問題についてこれによってきちんと子どもの権利を守っていけるような形というものを出して。具体的にフェージにこうだとかって言ったって同じなんだ、魂の入らない条例を作ったって何も意味がないんだって。俺たちもそう思っている。

○永桶次長 お言葉を返すようですが、今時点の対応として課題があるというところは例えば私も健康福祉課にいましたけど、他の自治体から比べると医療費の無償化が拡大しているとか、金銭的な部分も含めたある意味での課題整理という部分では、それぞれの部署で結構対応していると思うのですよ。ですから、それは本当にそこだけでいいのかっていうところが含めていて、こういった制度を作るにあたってもっと実は行政が取りこぼしているところがあるところをこういう制度がこれからの子ども子育てに対してのいい仕組みになるんだろうなという考えでありますから、今実際の自分たちが見ている課題点は学校教育で例えば不登校だって実際ないわけではないとか、色んなあります。ですけど、それに関しては確かに個人情報だとか、それぞれの実態なので、ここで対応できる内容には当てはまりませんが、それでももしかしたらきっかけはできるかもしれないこともあるので、その部分がある意味自分たちの町で行っている制度的なものの羅列的になってしまう

ような部分も実際にはないのかもしれないですが、小笠原委員さんのご意見にもなるべく応えられるように一応今後の整理として行いたいと思っています。

○三浦委員　　ちょっと確認したことがあるのですが。

○箱崎委員　　三浦委員どうぞ。

○三浦委員　　先ほどちょっと出たお話の中ですが、例えば条例に基づいて子どもたちにご意見を伺った時に施策との不一致が当然予算絡んできたりして出てくると思うのですが、その時にどのように対応するかというのを条例に位置づけていることを考えているのか。あとは子どもたちにどれぐらいの範囲まで権限を持たせることを考えているのか。例えばそれを決めて条例を決まりましたってことになれば、子どもたちからの意見を伺う前に高学年とかだったらたぶん理解できると思うので、こういう条例になっていますからこの権限の範囲の中で皆さんのご意見をくださいみたいなことを説明とかをまずしてから意見を貰うのか。先ほど不一致になって、でもお金がないからできませんと言ってガッカリしますみたいなことが起きるのではという話も出ていましたけど、そこら辺もどのように整合性をとっていくのか。それをどのように明確化していくのか。考えてらっしゃると思うのですが、そこら辺どのような考えなのかなと思って確認したかったのですが。

○三上主幹　　そもそも施策の展開の不一致が起きないようにその手前でいかに子どもたちの意見を聞いていくかを考えていきたいというのが一番大きいかなと思っています。ただ当然動かした中でもそういう不一致は当然意見、価値観の違いから出てくるでしょうから。

○三浦委員　　価値観というか、子どもたちは大人が持っていない発想をたくさん思い浮かんだりすると思うのですが、それを実現する現実的な兼ね合いでは私たちはよく予算とかのお金の流れをつかんでわかっていて、

行政の皆さんとかもわかっている、こういう流れで今の現実は無理だとか、例えば何年後に分けてやっていけばできるとか、でもそれでもできないとかそういう精査をするわけじゃないですか。その時に子どもたちが納得できるか、自分たちの意見を否定されたと思わないで意見をのびのびと話せるかどうかでいくと、やはり先に説明がある程度必要なのではないかって。そうすると難しいかもしれないけど、たまには本議会の傍聴してもらったりとか、お金どうなっているかなとわかしてもらったりとか、今安平町でどういう課題があるかっていうのをわかってもらえる機会を増やすのも大事だと思うし、不一致が手前で起きないようにといても起きてはくると思うのです。

○三上主幹　　もちろん。

○三浦委員　　なるべく尊重して話を聞いてあげたりして。そこも子どもたちもたぶん納得して根拠とかがわかっているらしっかり考えてくれて、こういう根拠があってこれだから僕たちはこう思ってもこれはダメなのかなって。じゃあ違う方法がないかなと考えてくれる。そういうのも必要なのではないかなと思うのですけど。

○三上主幹　　全くご指摘のとおりだと思っていて、それは先ほど申し上げた早来学園の9年生のまちづくり事業があるのですが、今まさにそこを子どもたちと一緒に議論してきたのですよね。どうしたら意見が言えるのか。そもそも町のことを知っていなければいけないよね。そのために町の関心がそもそもなければ自分から情報を取りにいかないよね。どうしたらその子どもたちが町に対して関心を持ってもらうか。さらにその行く末にどうしたら意見が言えるのかを今一生懸命子どもたちが考えてくれているので、まさに委員ご指摘のとおり、まずはどうしたら基本的な説明をこちらの説明を聞いてもらう場をどう作るかを当然その中に含まれてくるでしょうし、そういったものを。

○三浦委員　　意見を言うその権利とはどこまでかとか、そこら辺がわからないと

好き放題になってしまって、それこそ無法地帯になってしまうとか、そういうことになるので。

○三上主幹　その辺はそのCREの中でも色々子どもたちと勉強している最中なのですが、好き勝手言えることによって結果として他人を傷つけることあるよねっていうのは常に言わせてもらっていて、だからいかに皆に意見することで皆が幸せになっていくかという方向をいかに考えるかっていうのが子どもの権利条約の実現に向けて1つの要素だよねっていうお話はさせてもらっています。

○三浦委員　自由の中に不自由が入っていると思いますし、そこは例えば政治を動かす意見を言う時には民主主義が必要とか、そういうこととかも含め多分学校で授業していると思うから、そういうのを踏まえてしっかりやった上で条約もある程度子どもたちに理解してもらった上でのこころの権限がありますから子どもたちにじゃあこの議題について意見をこの権限の中で言ってもらいたいということをやっつけていかれると思うのですが。

○三上主幹　まさにここに掲げているとおり、これが私どもの今の課題観であって、この辺の権限をどこまで子どもたちに渡していくのかっていうのは町として1つ大きな考えなければいけない要素と思っています。

○三浦委員　位置づけてはいかれると思うのですけどね。最終的に。

○三上主幹　こういったことも入れてはいきたいなど。ゆくゆくは。

○三浦委員　入れないとたぶんこのこの条例の何条何項にこの位置づけがあるので今言った意見はダメですよと子どもたちに言ってもらえると、そっかとなると思うので。

○三上主幹　そういった対等に議論できる場というのはやはり考えていかなけれ

ばいけないと。

○小笠原委員　今はないということだな。

○永桶次長　いや、ないというか枠組みをどこまで言える範囲を決めるとなると、当然私たちもそうですし、議員さんもそうなのですが、例えばですね、ここに何か建ててほしいんだよねっていう意見は私も議員さんも言う場ってあるじゃないですか。ですけどその意見を聞く時に実はあそこ調整区域外だからダメだよってすぐ答えられる時は答えられるかもしれないですけど、それを初めから法律が色々あるから意見を聞きませんと言ってしまったら全部おしまいになってしまうと思うのですよね。ですから先ほど内藤さんが考える会に出ていただいて、子どもの意見を結構ダメダメって言っていたという言い方をしたのですが、ダメって確かあまり言わなかったと思うのですよ。意見だけはとりあえず聞いて、ただ、法律だとかお金だとか色々なことがあって皆の意見を全て叶えることはできないかもねっていう形で進めていたと思うので、やっぱりそこら辺の力加減が非常に難しいのかなと思うので、どこまでだって線引けると一番簡単ですけど、僕だって建築のことさっぱりわからない部分だってわからないところはわからないですし、そういったところで意見が言えないかと言ったらそこで止められちゃったらそういう場は大人でもなくなってしまふよねっていうことになるので、やっぱりそこら辺の線引きは非常に難しいところはありますが、なるべくそういった気持ちにならないように子どもたちが発想できる意見を言っただけの環境の中で作るというのが一番必要なのかなと。ですから難しいですよっていうところでお話させていただいているところです。

○内藤委員　はい。

○箱崎委員　内藤委員。

○内藤委員 今大変さと安平町の子どもたちのためについてというのがよくわかったのですが、とにかくこういうのって何とかを委託するとか出てくるのですが、ぜひ自前で魂のこもったものができたらいいなってちょっと聞いていて思いました。

○三上主幹 一定程度講師の先生などをお呼びするような予算については要望しているかもしれませんが、当然私たち自治体職員自身がここの条例の文言に触れいれていくつもりでいますので、ご期待いただければと思います。

○箱崎委員 では他はないですか。ないようであれば説明員の方の説明は終わらせていただこうと思うのですがよろしいですか。

○一同 はい。

○箱崎委員 ではありがとうございました。約1時間でしたがありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

(説明員退室)

○箱崎委員 休憩します。今トイレ行きたい人がいればどうぞ。

○箱崎委員 委員会はまだ開催していますので。今トイレ行きたい人は行ってどうぞと言ったら休憩しますと言おうとしたのですが、誰もいないのでそのまま総務委員会は続行ということで。では今の教育委員会の説明を受けて今後どのようにしていこうかなというところを落とし込んで終わりにしたいと思うのですが、皆さんからご意見あれば。この前出ていた意見では福祉担当グループと話をするのかしないのかという話もあったので、皆さんのご意見をお聞きしたいと思いますがい

かがでしょう。

○小笠原委員 条例作る時というのは総体的にフェージーなんだ条例って大体。条例ってというのは拘束力もないし、何もないのだから、努力的にやりましようねっていう程度の中身なんだ。だから条例を作っても、条例は活かされていないんじゃないかっていう各自治体で市民条例、基本条例を作っても、俺たち議会もそうだ。議会で基本条例を作ったって議会基本条例ってやっているのかっていうふうに色々な問題が起きてきているんだ。だからそんな意味では俺はね、箱崎副委員長、何が課題なのか全然見えてきてないんだわ。安平町の子どもたちにこの権利条例を制定しなければならない課題って何なのかって。本当に問題は起きているのかとか。それがわからない。遊び場と違って遊んでないのかなって思って。そんなに遊び場に不自由しているのかとも意味がね。なんか意図的な中身で子どもは元来遊ぶっていうのは自由発想で自分たちで考えて遊ぶことであって、養殖の鯉でもあるまいし、こんなところでこうしなさいっていうのではなくて、子どもたちが自由に自らが考えながらやっていくのが遊びであって、何となく管理されているような遊びをやっている人には悪いけれども、遊び場って管理された遊び場を作ろうとしているのかって、どうもストーンと落ちないんだ。遊びっていうのは子ども自ら考えて遊べばいいことだし、遊びたくないなら遊ばないでいいだろうし。それはしょうがない。だからそんな意味ではもうちょっとまだピンとこないので、ユニセフになったから作らなければならないんだって、世界的な流れだって、ユニセフに指定されたら進めなければならないとかって、これ立派なもん作るよ。文章なんて局長に任せておけばきちんと作るから全部。だからいかに実践をしていくのかという問題が残ってきて、安平町の課題をきちんと抽出して、それに基づいてやる。ロードマップに出てこなかったけど、ただこうだとかって何が問題で何が起きているのかなと思って、安平町の子どもたちに何が起きているのかなって。そこが不思議で、

○内藤委員 この資料ね。現状と課題って書いてあるのですが、あまり課題がど

ここに書いてあるかわからない。今どこに課題が書いてたかなと思ってちょっと見たのですが課題がこの資料では見つけられなかったかなって。

○工藤秀一委員 僕が思うには、

○箱崎委員 工藤委員。

○工藤秀一委員 目標として、子どもが意見できるとあって2つの側面として子どもが大人に意見を言えるか、また、大人が子どもの意見を聞けるかっていうところがいいのかなと思っていて、子どもって案外学校に行っても先生の顔をうかがいながら、家に帰ったら家庭の親の顔をうかがいながら、また、役場に来たら役場の人の顔をうかがいながらで、本当に自分が思っていること言えるかなってというのがすごく疑問に思っているところなのだけど、僕も子どものころを思い返しても何となくなかなか意見って言えなかったなと。そういった顔をうかがいながらのところを子どもの本音をどうやって引き出すのかなってというのが一番問題なのかなと僕は思っていて、そういうのってなかなか条例の中で決めてできるものなのかっていうのはなかなか難しいのかなとは思いますが、そういうところを前提に取り組んでいかなければならないのかなって僕は思いますけど。子どもが今の子どもたちが何を思っているのか、何を訴えたいのかを聞き出せるような何か方法はないのかなと思っている。それが遊びの中で発言できるようになったりしていくのかなとは思いますが、そういうところも重要視しながら本音で会話できるような、少しでも出てくれればなと思いますけど。

○箱崎委員 今の話だけでなく総括的なことを言わせていただくと、やはり安平町だけではないかもしれなですけど子どもの意見表明権と子どもの遊ぶ権利というのが力点に置きたいというのが逆に課題であって、意見表明権ってどこも子どもたちが自分たちの意思に基づいて意見を言える環境を作っているかというところと、遊ぶ

権利ってそうなのですが公園で何をやってはダメ、ボールを持っていてはダメ、サッカーやったらダメ、バット持ってきちゃダメって結局公園って何のためにあるんだというところがあったり、じゃあどこで遊べばいいんだっていうのは色々あったりするのですよね。今大人の数が多くて子ども数が少ないので、どこに行っても大人の目が光ったり。我々の子どもを考えると秘密基地だとか大人の目が届かないところでそういうことをやりながら大人になってきたところがあるので、今はほぼほぼそういうところがないし、あったらすぐ学校に通報されたり、交番に通報されたりというところもあるので、今そういうところも子どもたちに良い環境を作っていこうというところだと思いますので、その辺ご理解いただければなど。確かに小笠原委員が言っているように課題はたくさんあると思うのです。これに対する課題はあると思うのですが、そうは言いながらも町がやっているところの中に意見はご自由に言っただいていいですが、我々も何か協力できる場所があればというところでこれを意見として上げさせていっただいていうことをご説明させていただきます。もう1つどうしますかね。福祉課からヒアリング聞きますか。

○内藤委員 C F C I の視点で健康福祉課が説明してくれるっていいことですか。

○箱崎委員 そうなりますね。先ほど三上主幹から説明があったように全庁でやっていこうという話なので、健康福祉課からだと福祉についてのご説明を受けることになると思うのですが。

○内藤委員 ちょっと理解できない。どういうことが。

○木林局長 ちょっといいですか。

○箱崎委員 はい。

○木林局長 この福祉担当から説明受けてっていうのは内藤委員からの意見なの

で、説明受けたいっていう。事務局としては福祉担当からの説明を受ける何もものもないですし、多分答えられないと思うのですよね。

○三浦委員 じゃあ個人情報の絡み、

○内藤委員 私そんなこと言ったんですか。

○木林局長 ええ。

○内藤委員 すみません。

○木林局長 ご意見ですのでいいのですが、これから進めるにあたって福祉担当にC F C Iの視点で色んなヒアリングをやってあまり中身が煮詰まらないというか、引き出せるものはないのではないかなと思います。

○三浦委員 C F C Iに関係しなくてもいいから福祉担当として子どもに関する福祉をどのように進めているかという説明は受けられるかと思うけど。

○木林局長 それはできると思いますね。

○三浦委員 C F C Iに絡むと説明がそんなになんないっていう。

○木林局長 福祉担当の子どもの事業とか施策とかであれば説明はできると思いますけどね。

○三浦委員 その視点であれば別に福祉担当の、

○箱崎委員 健康福祉課はグッとハードルが下がる。

○三浦委員 福祉のことを知っておいて損なことはないから良いと思えば良いと

思うのですけど。この事件に関することに特化しちゃったら呼ぶ意味が、

○箱崎委員　もし今三浦委員が言われるようなことが起きるのであればC F C Iを一回閉じて新たに事件を起こすということ。C F C Iの関連の中で健康福祉課にヒアリングを行って、

○内藤委員　でも今子どもにやさしいまちづくりっていう日本語なので、それだったら子どもにどんなやさしい事業があるか伺うっていう。

○三浦委員　ざっくり大きい話でいくといけるけれども、そしたら例えばこういうことやっています、ああいうことやっていますというので、はいそうですねっていう説明と閉じ方になると思うのですけど。

○木林局長　委員会としてこれを引っ張るのか引っ張らないのか。引っ張るのであればさっきの福祉の話聞いてもいいと思いますけど。

○箱崎委員　引っ張るならね。

○木林局長　これは教育委員会の方から説明を受け、我々は勉強程度にしておこうやっていうならないと思います。

○箱崎委員　わかりました。今局長の方から一回C F C Iの勉強についてはわかったと。内容を理解したという意味ではなくて、説明を受けたと。あとは自己判断で色んな疑問点とかあるということで一回閉じてしまうのか。C F C Iを継続して三浦委員が言われたようなC F C Iについて述べろというのではなくて、子どもに対する施策ってどんなものがあるのかなという話を聞くということをやっていくのか。どちらがいいのかお聞きしたいのですけど。

○小笠原委員　いやいや箱崎委員。俺まだわからないってこれ。意見表明権の強化

をしてなんなんだっていうことと、箱崎副委員長が言ったみた私
のころは警察に危ないって怒られたって、危ないところにいったら怒
れるのは当たり前で、この遊ぶ権利って何なのか意味が。公園は子
どもが遊べないって言って、どういうことなのかよくわからないのは
そもそも遊ぶ権利ってなんなのかってね。遊ぶ権利っていうのは自ら
子どもたちが創意工夫しながらやることであって、与えられるもの
ではないと思っているのです。与えられるとしたら場所だとかが与え
られますね。この場所使っていいよとか。遊ぶ中身については自分
たちが決めてやればいいことであって、こういうものを遊ぶ権利と
いうのは恣意的にやられる気がしてどうも嫌なの。そういうふう
に流そうとして。ちょっと誤解を招くような発言するけど、色んな
ピアリングとか場所を作ってやるのは俺たち企業人教育みたいなの
がある。それは講師が来てその方向性に全体を持って行くように
してコントロールしていくんだずっと。だから俺それが経験して
きているから極めて集まって話し合いをする時には何かの意図を
持って開催者側はやるから必ず。ざっくりばらんにやっている
ものではないから。集めて何かの意図を持ってそっちに持って
行くように誘導していくから。それが世の中の中身なものだから、
俺はこのR5年子ども条例を作る中に意見表明権だとか遊ぶ権利
だとかって何なのかってもう1回きちんとしたものを副委員長、
教育委員会に出してって。これなんなのかって。

○箱崎委員 それは総務委員会をそのまま続行するという
ことでいいですね。

○小笠原委員 うん聞いて。全然意味がわからないから。
なんなんだってことだけ。

○箱崎委員 意見表明権と遊ぶ権利について。

○小笠原委員 強化と書いてあるから何のことを、

○三浦委員 自由に遊べないのかとか、自由に意見を
言えないのかってなっちゃう。

○小笠原委員 明記するということは課題・問題点があるっていうことですよ。

○三浦委員 ということは現状どうなのかってこと。

○小笠原委員 だから内藤さんが言ったように課題って何も書いてないよねって。課題って何なんだと。だから表明権を強化するんですって。

○三浦委員 これはこうだからこうやって強化したりとかなないと、

○小笠原委員 ないとわからないし、遊ぶ権利たって今子どもの遊ぶところがなくて困っているのかって。だからこの権利を明記して強化していくんだっていうなら何が課題なのかって全然見えていない。そこ辺り副委員長と委員長の方でまとめてもう1回明確にね。これ安平町としてのFRCではなくて安平町の条例の中に入れていきたいということですよ。

○三浦委員 目標1個1個に対して何が課題があるからこういう目標を掲げていますってというのがほしいってということかな。例えば子どもの遊ぶ権利とか意見表明権とか。他のこともたぶんそういうことだと思うのですよね。

○箱崎委員 他の皆さんのご意見はいかがですか。

○工藤隆男委員長 やっぱり論議する資料を教育委員会が作っているでしょ。相談を1回も受けないのだから。教育委員会の今のストーリーでそのまま進んでいくと今の子どもに対しては教育委員会の方で一番知っているんだよという言い方でくるから、そうではなくてやっぱりこちらの方から論議をする、なんで論議をするのかって話し合いをしないで会議資料を作ってくるから、そこで進んでいかないんだと思う。疑問を感じるんだと思う。去年の春にも話をした。という話をした。

論議をする。なんで論議をするのかっていうことを1回話し合わない
と。それでないとダメだと思いますよ私は。

○三浦委員　　まず課題点の抽出ですよ。

○小笠原委員　課題点を抽出してそれでもって何が変わっていくかだよ。

○三浦委員　　課題抽出と掲げていく目標とその先が何か。

○小笠原委員　何が変わるのか。現状がどうか変わるのか。

○三浦委員　　そのフェージーな中でどれだけ実効性のあるものにしていけるか。
やっぱり先に検証課題抽出がないとできないかなと。それがない説明
だところら辺は納得しないですよ。

○小笠原委員　何なのかって意味が分からない。

○三浦委員　　そもそも何ってなってしまう。

○小笠原委員　文章作るなら文章作れるんだ。立派な文章な条例は。

○三浦委員　　あるだけになっちゃうもんね。

○箱崎委員　　町も正規にというか項目の中でやっていくという話。

○木林局長　　それは条例を作る時に、今日言われた課題も含めて現状や課題は整
理していくので、また委員会をひと月後にやっても今日と同じ。

○小笠原委員　出してくれって。

○三浦委員　　全体で出してくれって要望すればいいんじゃないかなと思います。

○箱崎委員 わかりました。

○三浦委員 福祉課とはどうするんだろうね。

○箱崎委員 そうです。ここでじゃあCFCIを今局長が言われたように1ヵ月後は何も出てこないの、そこは一回閉じてしまって先ほどのロードマップにあったように平成5年から7年にかけてそういう現状の把握だったり、課題だったり、それに向けてどういう施策が出るのかっていうことをやっていくので、議会の中で聞いていかないとダメなのかなってということで、議長先ほどの小笠原委員の発言の中での内容はどうしますか。総務委員会として次の議会で報告して全員協議会とかでやってもらうようにするのか。どういう取り扱いがいいのかなってちょっと私の頭の中では整理できなかったのですが。

○小笠原委員 全員協議会で皆関心ある問題は掛けた方が良くはないか。課題などを出してきたら全員協議会に提出しても安平町としてはこうですっていうことを出して皆で。

○三浦委員 そもそも条例を作る前にそういう議論は必要だから、総務だけでやってもダメですよ。多分。一回閉じて例えば課題点と検証等色々抽出してそういう説明の場を設けてくださいっていうことを総務として要望を出して、その後に準備ができた時に全員協議会を開いてその中で説明をしてもらってまず議論を進めていく中でさっき言ったところまでロードマップを作っていくまでの途中までで何回でもいいから全員協議会の中で議論した方がいいのではないかという意見を出せばいいのではないですかね。

○箱崎委員 今回それはちょっと、僕らの経験値では判断つかなかったのもその辺議長に聞こうかなと。

○多田議長　子どもの基本条例そのものを運用して実のある内容にしていくためには議員の方も今言われた色んな問題があるから通常は条例を作る時には問題があるからその問題提起をされて、問題解決のためにこういう条例を作りたいという提案があって進めていくことが順当なのです。それは小笠原委員が従来から色んなことを知っているからわかっているんだと思います。ただ、今回の子ども基本条例の発想についてはちょっと違うのですよね。色んなことがあってC F C Iがユニセフの指定自治体に推薦されてそれを受けた。その推薦していただいた内容はウチがやっている子どもに対する色んな取り組みの中で特に災害を受けた時にボランティアを中心に子どもたちの居場所づくりだとか学校づくりだとか、それから認定こども園の園庭づくりだとかっていうのを子どもを交えながらたまたまやっていたことがユニセフの目に留まって良い取り組みをしているということでそれを指定された経緯があるのです。ただ、そういった地域などに他の地域にはある子ども条例がない。あった方がいいねっていう話があった中でじゃあユニセフがここを認定する自治体の中に10項目あって、その内の2つの項目が足りないと。それを補完するために基本条例を作りたいという発想になっていますから、今小笠原委員が言うようにウチに何か問題があって困るからそれを良くするために子ども条例を作って頑張っていくましようという流れではないのです。特にじゃあウチで10項目の内の何ができるのか。他のところはやっているから、あまり問題はないけれども、そこの2つの項目についてどうやって補完するかとなったら2つの部分で担当課で協議した結果意見を言う権利を出して、遊ぶ権利を出したり、これは他の自治体にはないし、ユニセフの子どもの事業に対する報告事項として、実践事業としてやっていくためには良いテーマだろうということになってきたんだと僕は思っている。じゃあその中で基本条例を子どもたちに聞きながら作っていきこうと、そのための土台となるものにしておこうということだろうと思う。ですから、教育委員会も小笠原委員から何が問題があるんだと言われても問題はないわけだから、あまり大きな問題はないわけだからということとは言えないですね。ですから、恐らくこのまま委員会にそれを

説明するようにしてくれと言ってもあまりこういう問題があるからこうしますっていうことではないと思っています。ただ、今言ったように心配事はある。子どもが言ったことを全部受けるのか。子どもって非常に敏感ですからね。自分の言った意見を否定されるとその後のフォローは大変なのです。それをどうやって防ぐのかとか色々細かな部分は条例制定についてはそこで運用の問題とか色々出てくるでしょうから。ウチの委員会として、総務委員会としてどこまでそこを勉強するか。

○内藤委員　私は事例とか先輩がやっている先進地がそういうのは今自分で調べないといけないのかなと。こういうところで共有できるのかなと思って聞いていたのですが。

○多田議長　一番僕が委員会として問題なのは教育委員会は恐らくこのロードマップで進めていくでしょうけれども、委員会としてどこまでそこが関与していくか、意見表明していくかということであればもうちょっと各部署であるフォローする部分で民生福祉担当グループの子どもに対する取り組みはどうなってどういう問題がありそうかも含めて勉強しておくことは重要だと思いますので。

○三浦委員　ならあれですね。意見表明権と遊ぶ権利は担当課としてどういうものを言っているのか。

○多田議長　だからその部分についてももう少し、

○三浦委員　これを深めるのとあれですよ。例えば安平町全部で子どもに関する絡む施策をやっている担当課からのヒアリングが必要なのですか。今の話だと。そういうことになるのかな。

○多田議長　この2つについてだけ恐らくそこに決めた理由とか、どういう成果を望んでいるかっていうのともうちょっと、

- 三浦委員　これ中身何っていう話
- 多田議長　そうそう。そこを具体的に調査することは委員会としては成果が上がると思いますけどね。
- 三浦委員　あとやるとしたら先進事例の条例はどのような内容かを見るとかぐらいですか。何か必要ですかね。わからないですけど。
- 小笠原委員　ただ文章羅列しているだけでなく、中身的なことなんて全然ないでしょ。
- 箱崎委員　条例の内容だけだったらネットでも出てくる。
- 多田議長　出てくるね。だから今言ったこの2つの部分は特に変わっていることの2つだから。遊ぶ権利と意見を言う権利と。この部分についての具体的なやる今までの事例とそれに至った経過とこれから先の成果を委員会として調査しておけば理解してもらえらると思いますけどね。
- 三浦委員　あとそれで付随する担当課と。
- 小笠原委員　遊ぶ権利だったら0歳から3歳までの遊ぶ権利となったら権利はあるけれど代弁するのは親だからね。
- 多田議長　そうそう。その調整をどうするか色んなことをやっぱり網羅しておかないとダメでしょうから。
- 小笠原委員　だからここをきちんと整理しておかなかつたらピンとこないし。
- 箱崎委員　わかりました。そしたら今の点とCFC Iは継続と。継続して意思表示権と遊ぶ権利に関する深掘りをしていくと。

- 小笠原委員　もう全員協議会でやってもらっていいんでない。私たちだけでなく皆で。説明貰った方が。皆さんが全員協議会の中で説明を受けた方が。議長その方がいいのでは。
- 多田議長　この2つに絞って説明を求めるんだったらそれは可能でしょうね。現状はね。そこまでどうやってこの2つに絞ったのかっていうのと、絞った内容とそれからその成果をどう見せるのかを。
- 箱崎委員　じゃあ今議長の方からも指示があったように1回委員会としては閉じて全員協議会でこの意思表示権と遊ぶ権利について聞きたいということでもよろしいですかね。
- 一同　はい。
- 木林局長　我々は全然。他の議員さんには一応今日の経過というか会議録をお渡しして、ご理解いただくようにします。
- 箱崎委員　じゃあ私の方は終わりました4番その他について委員長お願いします。
- 工藤隆男委員長　4番のその他のところなのですが、皆さんからご意見があれば。なければ事務局の方で持っているものがないか含めて。
- 箱崎委員　事務局からもないですか。
- 工藤隆男委員長　ということで先ほど箱崎委員とお話したように一応今回のことについては全員協議会の中で論議していくということで。これについては一応委員長、副委員長と事務局の方と話し合いをしてその中で進めていくようにします。よろしいですか。

○一同 はい。

○工藤隆男委員長 そういうことで1時間半近く経ちましたが終わっていきたいと思います。どうもありがとうございました。

○一同 お疲れ様でした。

(終了 午前 11 時 34 分)

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、安平町委員会条例第 26 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員長
